

専決処分の報告について

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

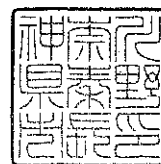
専 決 処 分 書



秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の均等割額及び世帯別平等割額の軽減対象世帯を拡大することについて早急に対応する必要があるため、改正する。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和 30 年秦野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

報告第13号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
(保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ	(保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につ

き 305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

アーカ （略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アーカ （略）

2・3 （略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

き 295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

アーカ （略）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

アーカ （略）

2・3 （略）

秦野市国民健康保険税条例の改正概要

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、専決処分により秦野市国民健康保険税条例（昭和 30 年秦野市条例第 26 号）の一部を改正したものです。

1 改正の内容

国民健康保険税（均等割額及び世帯別平等割額）の低所得者に対する軽減（7・5・2 割）については、地方税法及び同法施行令第 56 条の 89 に規定されており、同法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から国民健康保険税の軽減判定所得の基準が見直されたため、次の表のとおり軽減対象世帯の拡大を図ったものです。

軽減率	対象世帯（変更前）	対象世帯（変更後）
7 割	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額等が 43 万円以下の世帯	変更なし
5 割	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額等が $43 \text{ 万円} + 29 \text{ 万} 5 \text{ 千円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者} - 1)$ 以下の世帯（世帯主を含む。）	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額等が $43 \text{ 万円} + 30 \text{ 万} 5 \text{ 千円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者} - 1)$ 以下の世帯（世帯主を含む。）
2 割	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額等が $43 \text{ 万円} + 54 \text{ 万} 5 \text{ 千円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者} - 1)$ 以下の世帯（世帯主を含む。）	世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額等が $43 \text{ 万円} + 56 \text{ 万円} \times \text{被保険者数} + 10 \text{ 万円} \times (\text{年金・給与所得者} - 1)$ 以下の世帯（世帯主を含む。）

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

3 軽減拡大に伴う影響について

条例改正に伴う、新たに軽減となる世帯数及び軽減拡大による軽減額の増加額の推計については、次の表のとおりです。

令和7年2月1日時点

軽減率	新たに軽減となる世帯数	軽減拡大による 軽減額の増加額の推計
7割	基準変更なし	
5割	87世帯	4,539,050円
2割	56世帯	1,284,300円
計	143世帯	5,823,350円

【参考】 保険税軽減全体額 937,894,082円